

平成28年5月2日

平成28年熊本地震により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置について

加治木ガス株式会社

このたびの熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

平成28年4月14日以降の熊本地震により、熊本県全域に災害救助法が適用される等、多大な被害が発生しております。

このため当社は、同地震に関連して平成28年4月14日以降災害救助法が適用される地域等において被災された当社の供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用になる場合、お客さまからのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講ずるために、4月28日に九州経済産業局にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成28年熊本地震に関連して災害救助法が適用された地域^{※1}等において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難し、新たにガスの使用を開始するお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

① 適用対象となるお客さまの早収期間^{※2}経過後も早収料金を適用

平成28年4月、5月及び6月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

② 適用対象となるお客さまの支払期限^{※3}の延長

平成28年4月、5月及び6月検針分のガス料金の支払期限を、それぞれ1ヶ月間延長いたします。

※1：災害救助法適用地域（平成28年4月28日現在）

熊本県45市町村

※2：早収期間

検針日の翌日から20日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合は、遅収料金（早収料金を3%割増しした料金）を適用いたします。

※3：支払期限

検針日の翌日から50日目。

以 上